

平成 29 年 4 月 25 日
株式会社日本政策金融公庫

**株式会社商工組合中央金庫の危機対応業務の要件確認に
おいて不正行為が行われた事案について**

1. 本日、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)が設置した第三者委員会により、危機対応業務の要件確認における不正行為に関する調査結果が公表され、商工中金は、当該不正行為について、第三者委員会による調査結果を踏まえた報告を主務省に対して行いました。
2. 経済産業省及び財務省は、商工中金に対して、
 - (1) 危機対応業務の要件に該当しない案件について、顧客に不利益を及ぼさないよう適切に対応するとともに、既に支払いを受けた利子補給金及び補償金の返還等の適切な対応を実施すること
 - (2) 再発防止策を適切に実施すること
 - (3) 調査未実施の危機対応貸付について、引き続き外部の専門家も活用しながら調査を継続することの指示をしたものと承知しています。
3. 当公庫においても、商工中金から報告を受けており、当該報告内容等を踏まえ、主務省と協議のうえ適切に対応することと致します。